

明治二十二年三月三十日
第三種郵便物誌



(号外)
独立行政法人國立印刷局

本号で公布された

◇青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(法律第七五号)(内閣府本府)
1・携帯電話インターネット接続業務の定義の変更(第一条第七項関係)

この法律において「携帯電話インターネット接続業務」とは、専ら携帯電話端末等(その一端が携帯電話端末又はPHS端末)と接続されるための伝送設備に接続される移動端末設備であつて、インターネットを利用して個人の閲覧に供されている情報やその利用者の選択に応じ閲覧することができるものをいう。(以下同じ)からインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいうこととした。

2 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青年確認義務(第一三条関係)

(一) 携帯電話インターネット接続業務提供事業者及び携帯電話インターネット接続業務提供事業者の携帯電話インターネット接続業務提供に供する契約(以下「役務提供契約」と

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務（第一四条関係）

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約による携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならないこととした。

(一) 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧する可能性がある旨

(二) 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第四の青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

5 インターネット接続機器の製造事業者の義務
の対象となる機器の範囲の拡大(第一八条関係)
インターネット接続機器の製造事業者に青少年
有害情報フィルタリングソフトウェアを組み
込むこと等青少年有害情報フィルタリングソフ
トウェア等の利用を容易にする措置を講すべき
ことを義務付ける規定の対象となる機器につい
て、携帯電話端末及びP.H.S.端末もその対象に
含めることとした。

6 インターネット接続機器の動作を直接制御する
機能を有するプログラムを開発する事業者の
努力義務(第一九条関係)

プログラムの実行をするためにインターネット
接続機器の動作を直接制御する機能を有する
プログラムを開発する事業者は、携帯電話イン
ターネット接続役務提供事業者等の青少年有害
情報フィルタリング有効化措置及び当該イン
ターネット接続機器を開発する事業者の青少年
有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年
有害情報フィルタリングサービスの利用を容
易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該
プログラムを開発するよう努めなければならな
いこととした。

いう)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という)は、役務提供契約(既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約)にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴つものに限る。2及び3において同じ)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならないこととした。

(二) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、「一により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないこととした。

(三) 携帯電話端末等を青少年に使用させるため役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務(第六条関係)

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話端末等(青少年有害情報ファイル等の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器)組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下同じ。設するが低いものとして、総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして、総務省令・経済産業省令で定めるもの(以下「特定携帯電話端末等」という)を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報afilタリング有効化措置を講じなければならないこととした。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報ファイルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、

施行期日等

(一) 政府は、この法律の施行後三年以内に、
の法律による改正後の第一二条から第一六条
までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青
少年が青少年有害情報の閲覧をするのを防
止するための措置の在り方にについて検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
こととした。(附則第四条関係)

(二) その他所要の経過措置を定めるとともに、
所要の規定の整備を行うこととした。

(三) この法律は、公布の日から起算して一年を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行することとした。